



第95期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2016年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
東京都八王子市旭町14番1号

議案 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役18名選任の件
第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策（買収防衛策）の基本方針
決定の件

郵送及びインターネット等による
議決権行使期限

2016年6月28日（火曜日）
午後6時まで

目次

- 招集ご通知 1
- 株主総会参考書類 5

(添付書類)

- 事業報告 37
- 連結計算書類 69
- 計算書類 72
- 監査報告 75

株主各位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

京王電鉄株式会社

代表取締役会長兼社長 永田 正

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2016年6月28日(火曜日)午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

▶書面（郵送）による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

▶インターネット等による議決権の行使の場合

4ページ記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時	2016年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所	東京都八王子市旭町14番1号 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」 (末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照下さい。)
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第95期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 第95期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告の件 <hr/> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p>第2号議案 取締役18名選任の件</p> <p>第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針決定の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
- 第1会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて、掲載することによりお知らせいたします。
当社ウェブサイト ▶ <https://www.keio.co.jp/>
なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

システムに係る条件について

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認下さい。
通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。



パソコンを用いる場合

- ① 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- ② 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - イ. ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - ロ. PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ③ ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにして下さい。
- ④ 本サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。



携帯電話を用いる場合

次のサービスが利用可能であるとともに、暗号化通信が可能なS S L通信機能を搭載した機種であること。
なお、ご利用に際しては、
U R L (<http://www.web54.net>) を直接入力、あるいは議決権行使書用紙に表示している下記QRコードを利用してアクセスしていただきます。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使のお取扱いについて

- ▶ インターネットにより議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

本サイトについてご不明な点がある場合のお問い合わせ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031**

（受付時間：9：00～21：00）

証券口座に関してのお問い合わせの株主様へ

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせ下さい。なお、特別口座についてのご照会は下記のとおりです。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 **0120-782-031**

（受付時間：土日休日を除く9：00～17：00）

※特別口座に関する各種届出用紙のご請求は、三井住友信託銀行のウェブサイト「手続用紙のご請求」(<http://www.smtb.jp/personal/agency/request/>) および【電話】0120-782-031（受付時間 土日を除く9：00～17：00）にて承ります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

- ▶ 機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、株主の皆様への利益還元をはかっていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、連結配当性向30%を目安として、当期の期末配当金は1株あたり4円50銭（中間配当金4円とあわせて年間8円50銭）とし、年間配当金としては前期より50銭の増配といたしたいと存じます。

1 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式1株につき 金 **4円50銭**
総 額 **2,747,576,664円**

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月30日

第2号議案

取締役18名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期が満了いたしますので、取締役18名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	永田 正 (ながた ただし) 再任	代表取締役会長兼社長
2	紅村 康 (こうむら やすし) 再任	代表取締役副社長 (社務総括、総合企画本部長、財務・情報開示担当)
3	高橋 泰三 (たかはし たいぞう) 再任	常務取締役 (鉄道事業本部長)
4	丸山 荘 (まるやま そう) 再任	常務取締役 (総務法務部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当)
5	仲岡 一紀 (なかおか かずのり) 再任	常務取締役 (開発事業部門分担、開発企画部長)
6	加藤 奂 (かとう かん) 再任	取締役相談役
7	武井 良仁 (たけい よしひと) 再任	取締役人事部長
8	伊藤 俊司 (いとう しゅんじ) 再任	取締役総合企画本部 海外戦略部長
9	高橋 温 (たかはし あつし) 再任 社外 独立役員	社外取締役
10	川杉 範秋 (かわすぎ のりあき) 再任	取締役
11	山本 護 (やまもと まもる) 再任	取締役
12	駒田 一郎 (こまだ いちろう) 再任	取締役
13	川瀬 明伸 (かわせ あきのぶ) 再任	取締役
14	保木 久仁彦 (やすき くにひこ) 再任	取締役
15	古市 健 (ふるいち たけし) 新任 社外 独立役員	—
16	越水 陽太郎 (こしみず ようたろう) 新任	—
17	中島 一成 (なかじま かずなり) 新任	—
18	南 佳孝 (みなみ よしたか) 新任	—

候補者番号

1



なが た ただし
永田 正

(1952年1月23日生)

再 任

所有する当社の株式の数

132,000株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1974年 4月 当社入社
- 2000年 6月 当社関連事業部長
- 2002年 6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
- 2003年 6月 当社人事部長
- 2004年 6月 当社取締役人事部長
- 2005年 6月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長
- 2007年 6月 当社常務取締役
- 2009年 6月 当社代表取締役社長
- 2015年 6月 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



こう むら やすし
紅村 康

(1958年3月21日生)

再 任

所有する当社の株式の数

63,000株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2004年 6月 当社総合企画本部 経理部長
- 2007年 6月 当社総合企画本部 経営企画部長
- 2010年 6月 当社取締役総合企画本部副本部長
- 2011年 6月 当社取締役総合企画本部長
- 2012年 6月 当社常務取締役
- 2013年 6月 京王観光(株)代表取締役社長
- 2013年 6月 当社取締役
- 2015年 6月 当社代表取締役副社長(社務総括、総合企画本部長、財務・情報開示担当) 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



たか はし
高橋

たい ぞう
泰三

(1955年3月15日生)

再 任

所有する当社の株式の数

37,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1973年 3月 当社入社
- 2004年 6月 (株)京王ストア常務取締役
- 2005年 6月 当社商業開発部長
- 2006年 6月 当社鉄道事業本部 鉄道営業部長
- 2010年 6月 当社取締役鉄道事業本部 計画管理部長
- 2011年 6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長 兼計画管理部長
- 2012年 6月 当社常務取締役 (鉄道事業本部長) 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に鉄道事業、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および鉄道事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4



まる やま
丸山

そう
荘

(1956年10月5日生)

再 任

所有する当社の株式の数

47,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2004年 6月 京王重機整備(株)常務取締役
- 2005年10月 当社総合企画本部 グループ事業部部長
- 2006年 6月 京王建設(株)常務取締役
- 2007年 6月 西東京バス(株)常務取締役
- 2008年 6月 西東京バス(株)専務取締役
- 2009年 6月 西東京バス(株)代表取締役社長
- 2011年 6月 当社取締役
- 2012年 6月 当社取締役総務法務部長
- 2013年 6月 当社常務取締役人事部長
- 2014年 6月 当社常務取締役 (総務法務部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当) 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、バス事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および経営統括業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5



なか おか
仲岡

再任

かず のり
一紀

(1960年2月5日生)

所有する当社の株式の数

20,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2006年6月 当社S C営業部長
- 2009年6月 当社人事部長
- 2011年6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
- 2013年6月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長
- 2015年6月 当社常務取締役（開発事業部門分担、開発企画部長） 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主にショッピングセンター事業、経営企画業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および開発事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6



か とう
加藤

再任

かん
夙

(1939年7月18日生)

所有する当社の株式の数

171,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1962年4月 当社入社
- 1986年6月 当社経理部長
- 1989年6月 当社取締役経理部長
- 1990年6月 当社取締役経営企画第一部長
- 1993年6月 当社常務取締役
- 1997年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役副社長
- 1997年6月 当社取締役
- 1998年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長
- 2002年6月 当社代表取締役副社長
- 2003年6月 当社代表取締役社長
- 2008年6月 (株)よみうりランド社外取締役 現在に至る
- 2009年6月 当社代表取締役会長
- 2015年6月 当社取締役相談役 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

(株)よみうりランド社外取締役

候補者番号

7

たけい
武井 良仁

(1959年4月17日生)

再任

所有する当社の株式の数

11,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2007年6月 当社広報部長
- 2012年6月 (株)京王エージェンシー代表取締役社長
- 2014年6月 (株)京王シンシアスタッフ代表取締役社長
- 2014年6月 当社人事部長
- 2015年6月 当社取締役人事部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、人事業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および戦略推進に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

いとう
伊藤 俊司

(1961年2月14日生)

再任

所有する当社の株式の数

12,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2005年6月 (株)京王ストア取締役
- 2008年6月 (株)京王ストア常務取締役
- 2010年6月 当社総合企画本部 経営企画部長
- 2013年6月 (株)京王百貨店常務取締役
- 2015年6月 当社取締役総合企画本部 海外戦略部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に経営企画業務、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および経営統括業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9



た か は し
高橋

あ つ し
温

(1941年7月23日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式の数

3,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1965年 4月 住友信託銀行(株)〔現三井住友信託銀行(株)〕入社
- 1991年 6月 住友信託銀行(株)取締役
- 1993年 6月 住友信託銀行(株)常務取締役
- 1997年 6月 住友信託銀行(株)専務取締役
- 1998年 3月 住友信託銀行(株)代表取締役社長
- 2005年 6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長
- 2011年 4月 住友信託銀行(株)相談役
- 2011年 6月 (株)岩手銀行社外取締役 現在に至る
- 2011年 6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2012年 4月 三井住友信託銀行(株)相談役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者としたしました。

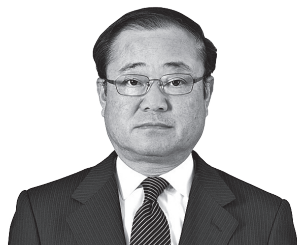
重要な兼職の状況

三井住友信託銀行(株)相談役
(株)岩手銀行社外取締役

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は2011年3月まで住友信託銀行(株)〔現三井住友信託銀行(株)〕の取締役でした。なお、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

10



かわすぎ

川杉

再任

のりあき

範秋

(1952年9月8日生)

所有する当社の株式の数

55,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1976年 4月 当社入社
- 2000年 6月 (株)レストラン京王常務取締役
- 2003年 6月 当社鉄道営業部長
- 2006年 6月 当社人事部長
- 2007年 6月 当社取締役人事部長
- 2009年 6月 当社取締役総合企画本部副本部長
- 2010年 6月 当社常務取締役
- 2012年 6月 京王電鉄バス(株)代表取締役社長 現在に至る
- 2012年 6月 当社取締役 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主にバス事業、鉄道事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびバス事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者となりました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

京王電鉄バス(株)代表取締役社長

候補者番号

11



やまもと

山本

再任

まもる

護

(1957年2月7日生)

所有する当社の株式の数

50,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1979年 4月 当社入社
- 2005年 6月 当社広報部長
- 2007年 6月 (株)京王百貨店取締役
- 2010年 6月 当社取締役開発企画部長
- 2011年 6月 当社取締役人事部長
- 2013年 6月 当社常務取締役
- 2015年 6月 (株)京王プラザホテル代表取締役副社長 現在に至る
- 2015年 6月 当社取締役 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に人事業務、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびホテル業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者となりました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

(株)京王プラザホテル代表取締役副社長

候補者番号

12



こま だ い ち ろ う
駒田 一郎

(1956年12月3日生)

再 任

所有する当社の株式の数

37,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2004年 6月 京王観光(株)取締役
- 2005年 4月 京王リテールサービス(株)常務取締役
- 2006年 6月 京王リテールサービス(株)代表取締役社長
- 2008年 6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
- 2010年 6月 当社取締役総合企画本部 グループ事業部長
- 2011年 6月 当社取締役開発企画部長
- 2013年 6月 当社常務取締役
- 2015年 6月 (株)京王百貨店代表取締役副社長 現在に至る
- 2015年 6月 当社取締役 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、開発事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および流通業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

(株)京王百貨店代表取締役副社長

候補者番号

13



か わ せ あ き の ぶ
川瀬 明伸

(1957年10月20日生)

再 任

所有する当社の株式の数

16,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2004年 6月 (株)京王アートマン常務取締役
- 2005年 6月 (株)京王アートマン代表取締役社長
- 2010年 6月 当社開発推進部長
- 2011年 6月 (株)京王ストア専務取締役
- 2012年 6月 (株)京王ストア代表取締役社長 現在に至る
- 2012年 6月 当社取締役 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および流通業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としていたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

(株)京王ストア代表取締役社長

候補者番号

14



やす き く に ひ こ
保木 久仁彦

(1960年2月6日生)

再 任

所有する当社の株式の数

14,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1982年 4 月 当社入社
- 2005年 6 月 当社総合企画本部 グループ事業部長
- 2008年 6 月 京王リテールサービス(株)代表取締役社長
- 2010年 6 月 (株)京王プラザホテル札幌代表取締役社長
- 2012年 6 月 当社取締役 現在に至る
- 2013年 6 月 当社取締役開発企画部長
- 2015年 6 月 京王観光(株)代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

京王観光(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、開発事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および観光業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

15



ふるいち

古市

たけし

健

(1954年8月21日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1977年4月 日本生命保険(相)入社
- 2004年7月 日本生命保険(相)取締役
- 2007年1月 日本生命保険(相)取締役執行役員
- 2007年3月 日本生命保険(相)取締役常務執行役員
- 2009年3月 日本生命保険(相)取締役専務執行役員
- 2010年3月 日本生命保険(相)代表取締役専務執行役員
- 2012年3月 日本生命保険(相)代表取締役副社長執行役員
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただけることが期待されます。これらのことから、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、新たに社外取締役候補者としていたしました。

重要な兼職の状況

- 日本生命保険(相)代表取締役副社長執行役員
- あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役

- (注) 1. 同氏は日本生命保険(相)の代表取締役副社長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
2. 同氏が2016年3月まで社外取締役を務めていたニッセイアセットマネジメント(株)は、信託財産の運用に関し、同社社員の行為によるインサイダー取引規制違反があったとして、2014年1月に金融庁から課徴金の納付命令を受けました。同氏は事前には当該事実について認識しておりませんが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立ち注意喚起を行っており、事後には、当該事実の調査および再発防止の指示等を行っております。
3. 同氏の選任が承認された場合は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

候補者番号

16



こし みず
越水

新任

よ う た ろ う
陽太郎

(1959年11月21日生)

所有する当社の株式の数

14,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2005年 6月 京王バス東(株)代表取締役専務
- 2009年 6月 京王電鉄バス(株)取締役営業部長
- 2010年 6月 京王電鉄バス(株)常務取締役
- 2011年 6月 西東京バス(株)専務取締役
- 2012年 6月 西東京バス(株)代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

西東京バス(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にバス事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびグループ事業管理に関する資質と見識を有しております。今後、当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

17



な か じ ま
中島

新任

か ず な り
一成

(1960年11月3日生)

所有する当社の株式の数

6,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2007年 6月 当社総合企画本部 経営企画部長
- 2008年 6月 (株)京王プラザホテル営業戦略室長
- 2010年 6月 (株)京王プラザホテル 八王子・多摩事業部長
- 2011年 6月 (株)京王プラザホテル取締役八王子・多摩事業部長
- 2013年 6月 (株)京王プラザホテル札幌代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)京王プラザホテル札幌代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、ホテル業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびホテル業に関する資質と見識を有しております。今後、当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

18



みなみ よし たか
南 佳 孝

(1963年3月5日生)

新 任

所有する当社の株式の数

15,000株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2009年 6月 京王食品(株)代表取締役社長
- 2011年 6月 当社開発推進部長
- 2011年12月 (株)リビタ代表取締役社長
- 2015年 6月 当社総合企画本部 経営企画部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、経営企画業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および戦略推進に関する資質と見識を有しております。今後、当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

京王電鉄（以下、「当社」という）は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という）について、独立性を有していると判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループの主要株主（注4）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等（法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑧ 当社グループから一定額を超える寄付または助成（注7）を受けている組織またはその業務執行者
- ⑨ 当社グループの常勤取締役、常勤監査役が他の会社の社外役員を兼任している場合において、当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑩ 過去3年間において上記②から⑨に該当していた者
- ⑪ 上記①から⑩に該当する者が重要な地位（注8）にある場合、その者の配偶者または2親等以内の親族

- (注) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
4. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者をいう。
6. 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、当該団体の連結売上高の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
7. 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう。
8. 重要な地位とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）および部長職以上の上級管理職をいう。

以 上

第3号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針決定の件

2013年6月27日開催の当社第92期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「旧基本方針」といいます。）および同日開催の取締役会において決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、本総会の終結の時をもって、いずれも有効期間が満了することとなります。

そこで、旧プラン導入以降の社会・経済情勢等も踏まえ、下記Ⅰ．記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社定款第17条に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（以下、変更後の基本方針を「本基本方針」といいます。）の内容を、下記Ⅲ．のとおり改めて決定いたしました。そのご承認をお願いするものであります。

なお、本基本方針の内容を決定するにあたり、旧基本方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、

当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

す。こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えま

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計・法律に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（本基本方針））

1. 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記2. に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページへの掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とします。

2. 本プランの骨子

(1) 本プランの概要

当社は、下記(2)に定める買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」といいます。)に対し、下記(3)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等に関する情報提供および検討のための時間を確保します。また、下記(5)①の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件(差別的行使条件)および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項など下記(5)⑥に定める内容を有する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てることができるものとします。なお、当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、下記(6)に定める企業価値評価独立委員会を設置します。

(2) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①もしくは②に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの決定に際して定める情報(以下「本必要情報」といいます。)ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社の定める書式により日本語で提出するものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価独立委員会に提供します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限を定めて追加情報の提出を求めることができ、買付者等はこれに応じるものとします。

なお、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役に

よる企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（但し、原則として60日間を超えないものとします。）を定めたいえ、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

- (4) 企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示
企業価値評価独立委員会は、上記（3）の検討を開始するために十分な情報提供がなされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（但し、当該検討期間の終了時まで、下記（5）①または②に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長30日間延長できるものとし、以下「検討期間」といいます。）を設定します。

企業価値評価独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行います。また、企業価値評価独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接または当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、企業価値評価独立委員会が検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

企業価値評価独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができます。

- (5) 本新株予約権の無償割当ての実施

本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決定は、以下のとおり企業価値評価独立委員会の勧告を経て行うものとします。

- ① 企業価値評価独立委員会による実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、この場合でも、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

ア. 買付者等が上記（3）に定める情報提供および検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合

- イ. 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等ならびに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（ア）ないし（キ）のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合
- （ア） 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - a. 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
 - （イ） 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
 - （ウ） 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等
 - （エ） 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
 - （オ） 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等
 - （カ） 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等
 - （キ） 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記ア、およびイ、のいずれにも該当しないと企業価値評価独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

② 企業価値評価独立委員会による不実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、買付者等による買付等が、上記①のア、およびイ、のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記①のア、またはイ、のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

③ 当社取締役会による企業価値評価独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記①および②による企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

但し、企業価値評価独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。

④ 株主総会決議後の当社取締役会の対応

企業価値評価独立委員会の勧告を受けて株主総会が招集され、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行います。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

⑤ 買付者等による買付等の実行禁止期間

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

⑥ 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は、以下のとおりとします。

ア. 本新株予約権の数

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式⁸（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

次の（ア）ないし（カ）に規定する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使できません。

（ア） 特定大量保有者⁹

（イ） （ア）の共同保有者¹⁰

（ウ） 特定大量買付者¹¹

（エ） （ウ）の特別関係者

（オ） 上記（ア）ないし（エ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けまたは承継した者

（カ） 上記（ア）ないし（オ）に該当する者の関連者¹²

ク. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 本新株予約権の取得事由

（ア） 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、いつでもすべての本新株予約権を無償で取得することができます。

（イ） 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、かかる取得を別途行うことができ、以後も同様とします。

（ウ） その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

コ. その他

その他の本新株予約権の内容は、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(6) 企業価値評価独立委員会について

企業価値評価独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している3名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任し、公表するものとします。

企業価値評価独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって

これを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

その他、企業価値評価独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

(7) 情報開示

ア. 本プランに定める手続の進捗状況等に関する事項

当社取締役会または企業価値評価独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、企業価値評価独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

(ア) 買付者等が現れた事実

(イ) 買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要

(ウ) 本必要情報が提供された事実とその内容の概要

(エ) 検討期間が開始された事実

(オ) 検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要

(カ) 企業価値評価独立委員会による勧告の事実と、勧告を行った理由および勧告の内容の概要(当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実と、当該異なる勧告を行った理由および当該異なる勧告の内容の概要)

イ. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する事項

当社取締役会は、以下に記載する各事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

(ア) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(イ) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が付議される株主総会を招集する旨の決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(ウ) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する株主総会の決議が行われた場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(8) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(9) その他

上記(1)ないし(8)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランを決定する決議において定めるものとします。

3. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとします。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本議案において同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本議案において同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
 - 8 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開始時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類を指すものとします。
 - 9 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
 - 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
 - 11 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
 - 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(ご参考)

本基本方針の内容は上記Ⅲ. のとおりですが、株主および投資家の皆様への影響ならびに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 株主および投資家の皆様への影響について

(1) 本基本方針の決定・本プランの決定時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本基本方針の決定および本プランの決定時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランが決定され、本プランの手に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様の中には、株価の変動により不測の損害を被る方が生じる可能性があります。

2. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(1) 上記Ⅰ. の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上に資する取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記Ⅰ. の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記Ⅰ. の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み（本基本方針））について

① 本基本方針が上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記Ⅰ. の基本方針に沿うものです。

② 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記Ⅰ. の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足しています。

イ. 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本総会において承認可決されることにより決定されず。

また、上記Ⅲ. 3. 「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、本プランを廃止するこ

とも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って決定される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記Ⅲ. 2. (5)「本新株予約権の無償割当ての実施」および(6)「企業価値評価独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される企業価値評価独立委員会により行われることとされています。このように、企業価値評価独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、Ⅲ. 2. (7)「情報開示」に記載したとおり、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本総会において承認可決され、本プランの決定が当社取締役会で決議された場合、企業価値評価独立委員会の委員には、当社社外取締役高橋 温氏、当社社外監査役北村敬子氏、黒岩法夫氏、および金子正志氏の4名がそれぞれ就任する予定です。その略歴については3. 「企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴」をご参照下さい。なお、委員就任予定の4名はいずれも当社の独立役員として株式会社東京証券取引所に届出をしております。

エ. 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記Ⅲ. 2. (5) ①「企業価値評価独立委員会による実施の勧告」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (4)「企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」に記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、企業価値評価独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ. 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

キ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (8) 「本プランの廃止」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴

○高橋 温（たかはしあつし）当社社外取締役

【略歴】

- 1941年 生まれ
- 1965年 4月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 入社
- 1998年 3月 住友信託銀行(株)代表取締役社長
- 2005年 6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長
- 2011年 4月 住友信託銀行(株)相談役
- 2011年 6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2012年 4月 三井住友信託銀行(株)相談役 現在に至る

※高橋 温氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○北村 敬子（きたむらけいこ）当社社外監査役

【略歴】

- 1945年 生まれ
- 1974年 4月 中央大学商学部助教授
- 1981年 4月 中央大学商学部教授
- 1997年 11月 中央大学商学部長
- 1999年 7月 司法制度改革審議会委員
- 2001年 7月 財団法人財務会計基準機構理事
- 2002年 4月 法制審議会委員
- 2003年 8月 東京地方裁判所委員会委員
- 2004年 4月 中央大学副学長
- 2006年 1月 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門委員
- 2006年 11月 政府税制調査会委員
- 2007年 6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る
- 2011年 6月 公益財団法人財務会計基準機構理事 現在に至る
- 2014年 6月 当社社外監査役 現在に至る
- 2016年 4月 中央大学名誉教授 現在に至る

※北村 敬子氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○黒岩 法夫（くろいわのりお）当社社外監査役

【略歴】

- 1952年 生まれ
- 1975年 4月 (株)東京銀行〔現(株)三菱東京UFJ銀行〕入社
- 2003年 6月 (株)東京三菱銀行〔現(株)三菱東京UFJ銀行〕執行役員
- 2004年 4月 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ
〔現(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ〕執行役員
- 2005年10月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員（リスク統括部長）
- 2006年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員（総合リスク管理部長）
- 2006年 6月 当社社外監査役（常勤） 現在に至る
- 2007年 3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※黒岩 法夫氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社社外監査役（常勤）就任にともない、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループおよび(株)三菱東京UFJ銀行の執行役員を退任しております。

また、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○金子 正志（かねこまさし）当社社外監査役

【略歴】

- 1954年 生まれ
- 1986年 4月 弁護士登録（東京弁護士会） 現在に至る
- 2006年 6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長
- 2008年 4月 東京弁護士会副会長
- 2014年 6月 当社社外監査役 現在に至る
- 2014年 6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

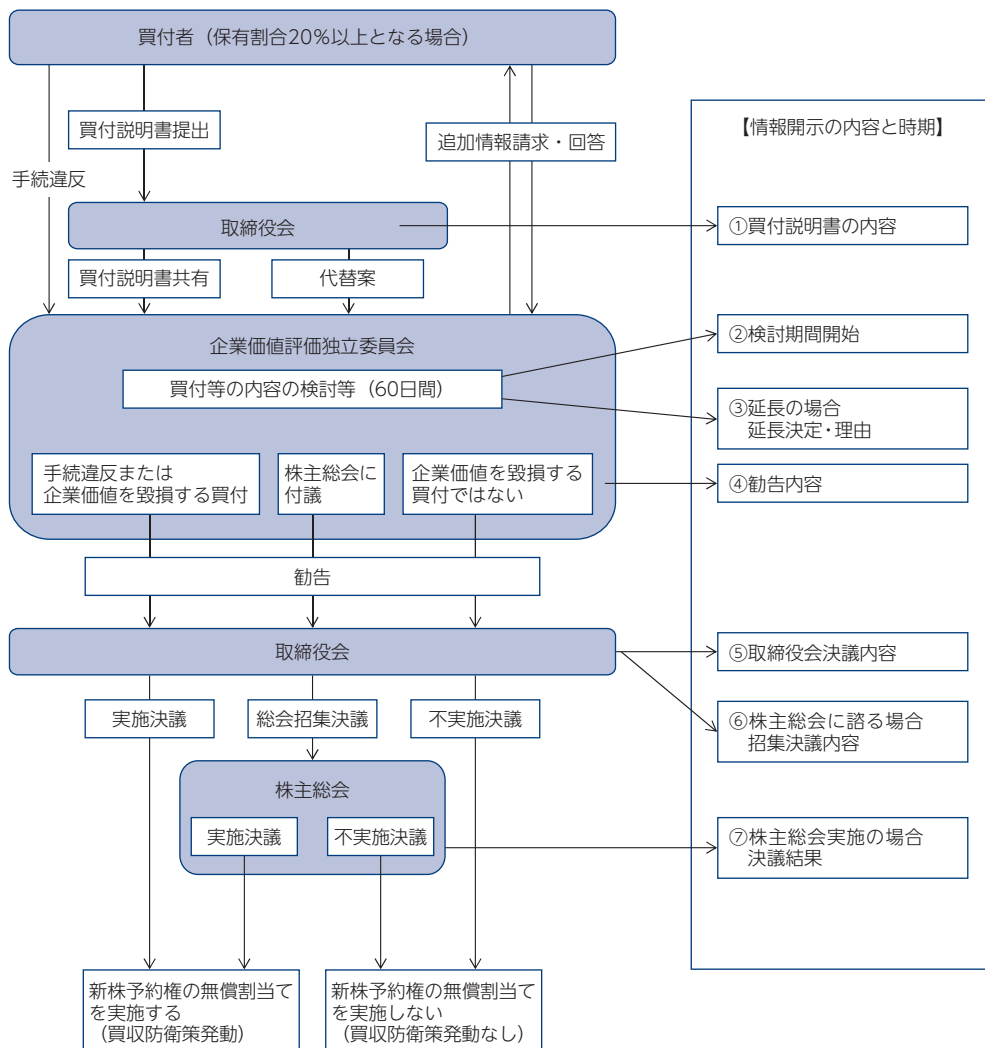
※金子 正志氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社買収防衛策の概要

※本図表は当社買収防衛策の主要な手続の流れをご理解いただくための参考資料として作成したものであり、詳細な条件等は本文をご確認ください。



以上

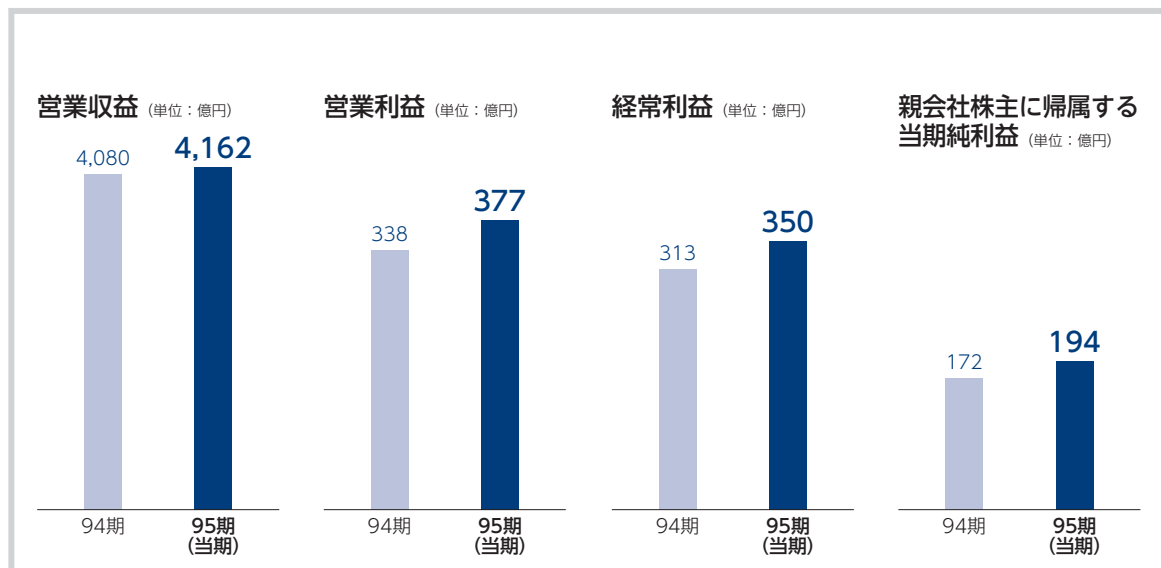
1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、原油安などの影響もあり企業収益が回復し、雇用情勢に改善が見られるなど、全体として緩やかな回復基調となりましたが、新興国経済の減速により先行き不透明な状況が生じております。

このような情勢のもとで、当社グループは、当期を初年度とする「京王グループ中期3カ年経営計画」に基づき、鉄道事業の安全性・収益力の向上や沿線の活性化のほか、既存事業の選択と集中や将来の増収に向けた投資など、変化する経営環境に柔軟に対応し、成長の実現に向けた諸施策を推進してまいりました。その結果、営業収益は4,162億5千4百万円（前期比2.0%増）、営業利益は377億5千8百万円（前期比11.6%増）、経常利益は350億6千6百万円（前期比11.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、194億6千8百万円（前期比12.9%増）となりました。

次に、各セグメント別にご報告いたします。





運輸業

営業収益	1,292億10百万円	(前期比 1.8%増)
営業利益	150億89百万円	(前期比 22.9%増)

鉄道事業では、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業について、事業主体である東京都とともに「事業及び工事説明会」を開催したほか、引き続き用地取得・設計業務を進めました。構造物の耐震性向上については、高架橋柱や盛土などを対象とした耐震補強を引き続き進めました。また、近年増加傾向にある異常気象への対策としては、電気設備の落雷対策を進めたほか、大雨対策として、観測の精度を高めるため沿線に雨量計を増設しました。ホームドアについては、井の頭線吉祥寺駅で使用を開始しました。環境への取組みについては、電車がブレーキをかけた際に発生した回生電力を、駅の照明やエスカレーターなどに使用される電力に変換して供給する「駅舎補助電源装置」を2駅目となる高幡不動駅に導入しました。また、従来よりさらに消費電力削減効果に優れた新型VVVFインバータ制御装置の本格導入を開始したほか、井の頭線全車両の車内照明LED化が完了しました。これらの環境保全に対する積極的な取組みが評価され、「平成27年交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰」を受賞しました。サービス向上策については、ダイヤ改正を行い、京王線の準特急停車駅に「笹塚」「千歳烏山」を追加したほか、都営新宿線直通列車の増発、終電時刻の繰下げなどを実施し、都心方面へのアクセス強化や早朝・深夜時間帯の利便性向上をはかりました。営業面では、高尾山口駅を、高尾山の玄関口としてふさわしい駅舎にリニューアルしたことに続き、高尾山の自然をイメージしたラッピング車両の運行を開始しました。このほか、京王よみうりランド駅や京王多摩センター駅で沿線施設とのコラボレーション企画による駅装飾を実施しました。

バス事業では、路線バスにおいて、京王線のダイヤ改正に合わせ、始終発時刻の繰上げ繰下げを行いました。また、小仏と高尾山口駅および高尾山口駅と京王八王子駅を結ぶ新規路線を開設し、高尾山をイメージした特別デザイン車両の運行を開始しました。高速バスにおいては、中央市・南アルプス市線（新宿～中央市・南アルプス市）を新設しました。貸切バスにおいては、3列シートやパウダールーム付きトイレなどを備えたハイグレード貸切観光バス「プライムK」を導入し、新たな需要の取込みをはかりました。

タクシー業では、訪日外国人旅行客向けのサービスとして、東京の観光名所を貸切車両で巡る「東京周遊タクシー」サービスを開始しました。なお、タクシー業については、本年4月に事業特性に応じた機動的な運営を可能とするため、事業持ち株会社である京王自動車(株)と、事業会社8社に再編しました。

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業において、雇用情勢の改善やダイヤ改正効果があったことなどにより1,292億1千万円（前期比1.8%増）、営業利益は150億8千9百万円（前期比22.9%増）となりました。



流通業

営業収益	1,599億46百万円	(前期比 0.5%増)
営業利益	47億24百万円	(前期比 1.8%減)

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、シニア層や訪日外国人旅行客のニーズに合わせ、2階から5階をリニューアルして商品構成を見直したほか、8階のレストラン街を「新宿Keioダイニング」としてリニューアルし、仕事帰りの利用をターゲットとしたメニューの強化や個室・半個室の拡充などを行いました。また、聖蹟桜ヶ丘店では、1階「京王フードアリーナ」において、惣菜の強化を目的とした改装を進め、東側エリアの改装が完了し、本年4月には西側エリアの改装に着手しました。

ストア業では、西武池袋線富士見台駅改札前に上質な食材を豊富に取りそろえた「キッチンコート」富士見台店をオープンいたしました。なお、本年4月には、グループ内において類似した商品・サービスを展開している会社の経営資源を集約し、「強い小売業」を目指すことを目的として、(株)京王ストアと京王リテールサービス(株)を合併しました。

このほか、調布駅周辺開発については、本年4月に商業施設の建設に着手しました。

流通業全体の営業収益は、ストア業において既存店が好調に推移しましたが、書籍販売業で不採算店舗を閉鎖したことなどにより1,599億4千6百万円（前期比0.5%増）、営業利益は営業費用の増加などにより47億2千4百万円（前期比1.8%減）となりました。



不動産業

営業収益	378億88百万円	(前期比 2.0%増)
営業利益	86億33百万円	(前期比 10.2%減)

不動産賃貸業では、子育て支援賃貸マンション「京王アンフィールド国領」が完成し賃貸を開始したほか、渋谷区広尾の中古集合住宅を一棟丸ごとリノベーションし、共有キッチンなど入居者同士のコミュニケーションスペースを備えた賃貸集合住宅「PIPE」として再生し、入居を開始するなど、引き続き賃貸資産の拡充に努めました。

不動産販売業では、新築戸建住宅「京王四季の街」を八王子みなみ野シティで販売したほか、リノベーションを行った集合住宅「リノア三鷹」や「リノア新松戸」、「ルクラス目白御留山」などを販売しました。

このほか、築年数が経過したビルを取得しリノベーションを施すことで、宿泊者や地域の人々が交流できる場を備えたシェア型複合ホテル「THE SHARE HOTELS」へと再生させる事業を開始しました。

不動産業全体の営業収益は、不動産販売業において減収となりましたが、不動産賃貸業で複合ビルの開業などにより増収となったことから378億8千8百万円（前期比2.0%増）、営業利益は営業費用の増加などにより86億3千3百万円（前期比10.2%減）となりました。



レジャー・サービス業

営業収益	740億79百万円	(前期比 5.4%増)
営業利益	60億16百万円	(前期比 6.7%増)

ホテル業では、「京王プラザホテル（新宿）」において、宴会等の営業力強化をはかるため、本館47階の全宴会場をリニューアルしたほか、南館11階から19階の客室改装を実施し、2013年度から進めてきた南館の全客室フロアの改装が完了しました。「京王プラザホテル札幌」では、個人で利用する外国人旅行客を主なターゲットとして16階から18階の高層客室を「プレミアムフロア」「コンフォートフロア」として改装し、提供を開始しました。また、婚礼市場における競争力強化をはかるため、婚礼施設「カリヨンガーデン」や宴会場「プラザホール」の改装を実施しました。「京王プレッソイン」については9店舗目となる赤坂をオープンしたほか、東京駅八重洲および浜松町の建設を進めました。

このほか、高尾山口駅のとりに日帰り温浴施設「京王高尾山温泉 / 極楽湯」をオープンいたしました。また、「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」A館1階に来店型保険ショップ「京王ほけん倶楽部」をオープンしたほか、初のフードコート内出店となる「カレーショップC&C」中央林間店をオープンいたしました。さらに、台湾企業との合併会社 Fresh Tea Japan^(株)を設立し、台湾茶カフェ「彩茶房」日本1号店としてカスケード原宿店がオープンしたほか、中国・上海の「大上海時代広場」内にカレーレストラン「游香食楽」がオープンいたしました。

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業で外国人利用客の取込み等によって客室単価が向上したことなどにより740億7千9百万円（前期比5.4%増）、営業利益は60億1千6百万円（前期比6.7%増）となりました。



その他業

営業収益	608億45百万円	(前期比 12.5%増)
営業利益	43億47百万円	(前期比 89.4%増)

子育て支援事業では、本年4月に認可保育所「京王キッズプラッツ国領」を子育て支援賃貸マンション「京王アンフィールド国領」内に開設しました。

このほか、介護付有料老人ホーム「チャームスイート京王聖蹟桜ヶ丘」が竣工しました。

その他業全体の営業収益は、建築・土木業で、完成工事高が増加したことなどにより608億4千5百万円（前期比12.5%増）、営業利益は43億4千7百万円（前期比89.4%増）となりました。

その他の取組み

インバウンドへの取組み

訪日外国人旅行客が大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、本年4月、新宿駅に手荷物一時預かりや西新宿エリアのホテル・羽田空港への当日荷物お届けサービスを提供する「京王ねこのてカウンター」を開設しました。

沿線価値向上への取組み

「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」内に、子育てをしている女性の就業支援として、キッズスペース付きワーキングスペース「京王ママスクエア」がオープンいたしました。また、沿線住民の暮らしに役立つサービスを提供する「京王ほっとネットワーク」では、居住していない戸建住宅やマンションを所有者の代わりに定期巡回し、施錠の確認や簡易清掃等を行う「空き家巡回サービス」を開始しました。さらに、電車やバスの運行情報から施設や店舗のお得情報まで、京王グループの情報を1つにまとめた公式スマートフォンアプリ「京王アプリ」の無料配信を開始しました。

2. 対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在価値を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっています。

<京王グループ理念>

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主共同の利益および沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用してまいります。

当社グループは東京都の人口が減少に転じるとされる2020年度までに盤石な体制を構築するため、中長期的視点に立った課題の解決と実現を目指しております。また、変化する経営環境に柔軟に対応するため、2015年度から2020年度までの6年間を3年ずつに区切った前半の3カ年について「京王グループ中期3カ年経営計画」を策定し、各施策に取り組んでおります。

「京王グループ中期3カ年経営計画」の2年目となる2016年度は、実行段階の年と位置付け、事業ポートフォリオを考慮した戦略の多様化をはかるとともに、新たな成長の芽を見出す取組みを推進してまいります。なお、具体的には、以下のような施策を行ってまいります。

(1) 鉄道事業の安全性・収益力の向上

鉄道事業では、安全に関する基本方針のもと、社会的使命である「輸送の安全」のための取組みを、引き続きハード・ソフトの両面から進めてまいります。

<安全に関する基本方針>

- ・「安全」は最大の使命であり、最高のサービスである。
- ・全社員が一丸となり継続的改善に取り組み、安全最優先の鉄道を創る。

ハード面においては、道路と鉄道を立体交差化し、25か所の踏切を廃止する京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業について、引き続き事業主体である東京都とともに用地取得や設計業務などを進めます。また、東日本大震災の発生をふまえ、鉄道施設のさらなる耐震化を目指し、高架橋柱や盛土区間の対象箇所を拡大して補強工事を進めます。さらに、高架橋コンクリートの経年劣化による剥落を防止するための補修工事を実施します。このほか、近年増加傾向にある異常気象に対応し、大雨に備えた線路脇斜面の防護や電気設備の落雷対策を進めます。

ソフト面においては、事故の防止に向け、引き続き「安全に関する基本方針」の徹底をはかるとともに、現場の声や他社の先進的な取組みを幅広く収集し、安全対策を実施します。また、安全目標として「有責事故ゼロと輸送障害発生件数の前年比削減」を定め、輸送障害の発生防止に必要な対策を検討するほか、発生時の情報提供の強化などを実施します。

収益力の向上については、今後ますます競争激化が予想される事業環境において鉄道輸送人員の確保を重要課題と認識しております。これに対応するため、有料の座席指定列車の導入準備を進めるほか、増加している訪日外国人旅行客にも利用しやすい環境の整備を進めます。また、時代の変化に対応し、電車内における液晶画面を用いたデジタル広告の販売を強化するほか、駅構内の遊休スペースを活用してA T Mの設置を進めます。

(2) 沿線の活性化

調布駅では、連続立体交差事業完了後の地上を利用する駅周辺開発について、街の玄関口にふさわしい商業施設の実現を目指し、2017年秋の開業に向けて開発を進めます。また、当社グループの重要拠点である新宿地区については、引き続き再開発による価値向上を目指した検討を進めます。

さらに、沿線において増加するシニア層に向けた取組みの一環として、本年春に介護付有料老人ホーム「チャームスイート京王聖蹟桜ヶ丘」を、本年度中にサービス付き高齢者向け住宅「スマイラス聖蹟桜ヶ丘」を開設するほか、多摩動物公園駅前においては、子育てファミリーをターゲットとする新たな集客施設の開業に向けた準備を進めます。このほか、府中駅南口第一地区市街地再開発事業に合わせて「京王府中ショッピングセンター」のリニューアル準備を進めるほか、「キラリナ京王吉祥寺」など沿線拠点のショッピングセンターにおいても、各エリアの特性に合わせたリニューアルを進めてまいります。

(3) 成長に向けた取組み

■ホテル事業の拡大

「京王プラザホテル（新宿）」では高層階の「プレミアフロア」を改装するとともに、チェックインや朝食の提供などのサービスを受けられる専用の「プレミアラウンジ」を新設することで、さらなる競争力の強化をはかります。また、「京王プレッソイン」では、東京駅八重洲および浜松町の開業準備を進めるほか、引き続き新規出店を検討してまいります。

これら既存のホテルに加え、新業態として上質な宿泊特化型ホテルの検討を進めるほか、人々が交流できる場を備えたシェア型複合ホテルの出店を加速してまいります。また、「民泊」市場への参入を積極的に検討してまいります。

■インバウンドへの取組み

訪日外国人の来訪が多く、当社グループの重要拠点でもある新宿においてインバウンド需要の取込みをはかるため、新宿から中央高速バスや地域の路線バスを使って松本・高山方面など中部地方を旅行することができる広域観光ルートをつくとともに、ルート周辺の自治体の情報を発信する観光案内所を京王モール内に開業します。また、観光案内所に隣接したエリアに訪日外国人向けの商業施設を整備します。

■駅ビジネス事業の収益力向上

立地に優位性のある駅周辺スペースを活かした新しいサービスのあり方として、店舗の多機能化や遊休スペースの活用などを具体化してまいります。

今後も「信頼のトップブランド」の確立と企業としての持続的な成長を目指し、これらの取組みをより一層拡充してまいります。

3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は463億97百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	車両制御装置更新（京王線8000系10両、井の頭線1000系5両） 事業用車両新造
	バス事業	車両新造（路線75両、高速13両）
流通業	百貨店業	京王百貨店新宿店設備等改修工事
不動産業	不動産賃貸業	京王アンフィールド国領建設工事
レジャー・サービス業	ホテル業	京王プラザホテル（新宿）受変電設備更新 京王プレッソイン赤坂建設工事
	その他	京王高尾山温泉 / 極楽湯建設工事
その他業	その他	チャームスイート京王聖蹟桜ヶ丘建設工事

(2) 継続中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	下北沢駅改良工事 京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業
	ホテル業	京王プレッソイン東京駅八重洲建設工事 京王プレッソイン浜松町建設工事
その他業	その他	スマイラス聖蹟桜ヶ丘建設工事

4. 資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、2016年3月10日に、第34回無担保社債150億円および第35回無担保社債150億円を発行したほか、当社グループ外から70億円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて311億5千1百万円増加し、3,393億6百万円となりました。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 2012年度	第 93 期 2013年度	第 94 期 2014年度	第95期 (当期) 2015年度
営 業 収 益 (百万円)	396,860	407,985	408,039	416,254
経 常 利 益 (百万円)	24,538	30,244	31,390	35,066
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,748	16,197	17,248	19,468
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	24.14	26.52	28.25	31.89
総 資 産 (百万円)	793,293	787,825	782,422	820,177
純 資 産 (百万円)	278,834	292,607	307,726	311,818

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)等の適用により、当期から「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況 (2016年3月31日現在)

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) 京 王 百 貨 店	1,200百万円	100.0%	百 貨 店 業
(株) 京 王 ス ト ア	450百万円	100.0%	ス ト ア 業
(株) 京 王 プ ラ ザ ホ テ ル	100百万円	100.0%	ホ テ ル 業
京 王 電 鉄 バ ス (株)	4,600百万円	100.0%	バ ス 事 業

連結子会社は上記4社を含め40社、持分法適用会社は8社であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

7. 主要な事業内容（2016年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業 バス事業	当社 京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)、京王バス東(株)、京王バス中央(株)、 京王バス南(株)、京王バス小金井(株)) 西東京バス(株)
タクシー業	京王自動車(株)
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

(注) 2016年4月1日付で京王自動車(株)は事業持ち株会社である京王自動車(株)と、事業会社8社に再編しました。

(2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売(株)
駅売店業	京王リテールサービス(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)

(注) 2016年4月1日付で(株)京王ストアと京王リテールサービス(株)は、(株)京王ストアを存続会社とする合併をしました。

(3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)、(株)リビタ、京王重機整備(株)、 新線新宿開発(同)、ミヤコ商事(株)
不動産販売業	当社、京王不動産(株)、(株)リビタ

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

(5) その他業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報システム業	(株)京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシステージ(株)
葬祭事業	京王フェアウェルサポート(株)

8. 主要な事業所等 (2016年3月31日現在)

会社名	主な事業所・施設等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：706両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル(新宿)、 京王プラザホテル札幌、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、 京王品川ビル、キラリナ京王吉祥寺
(株) 京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、セレオ八王子店、ららぽーと富士見店
(株) 京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都15店舗、神奈川県2店舗 キッチンコート：東京都11店舗 京王ストアエクスプレス：東京都3店舗、神奈川県1店舗
(株) 京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル(新宿)、京王プラザホテル八王子、 京王プラザホテル多摩
京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)) (京王バス東(株)) (京王バス中央(株)) (京王バス南(株)) (京王バス小金井(株))	【路線バス】 営業所：東京都10か所 車両数：717両 【高速バス】 営業所：東京都6か所 車両数：117両

- (注) 1. 京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
 2. 京王線の車両数には貨車5両、総合高速検測車1両および牽引車2両を含みます。
 3. 京王電鉄バスグループ5社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

9. 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数
運 輸 業	6,433名
流 通 業	1,492名
不 動 産 業	391名
レジャー・サービス業	2,091名
そ の 他 業	2,075名
全 社 (共 通)	309名
合 計	12,791名

(注) 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2016年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	108,128百万円
三井住友信託銀行株式会社	29,847百万円
太陽生命保険株式会社	10,410百万円
日本生命保険相互会社	8,510百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,346百万円

2 会社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,580,230,000株
2. 発行済株式の総数 642,754,152株 (自己株式32,181,560株を含む。)
3. 株主数 32,602名 (前期末比398名減)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本生命保険相互会社	30,708	5.0
太陽生命保険株式会社	29,310	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	23,951	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	23,462	3.8
三井住友信託銀行株式会社	18,241	3.0
第一生命保険株式会社	15,875	2.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,589	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	10,000	1.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY	9,784	1.6
富国生命保険相互会社	9,590	1.6

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式を32,181千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2016年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
なが 永 た 田 ただし 正	代表取締役会長兼社長	—
こう 紅 むら 村 やすし 康	代表取締役副社長 社務総括、総合企画本部長、 財務・情報開示担当	—
たか 高 はし 橋 たい 泰 ぞう 三	常務取締役 鉄道事業本部長	—
まる 丸 やま 山 そう 荘	常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、 コンプライアンス担当	—
なか 仲 おか 岡 かず 一 のり 紀	常務取締役 開発事業部門分担、開発企画部長	—
か 加 とう 藤 かん 夤	取締役相談役	株式会社よみうりランド 社外取締役
たけ 武 い 井 よし 良 ひと 仁	取締役 人事部長	—
い 伊 とう 藤 しゅん 俊 し 司	取締役 海外戦略部長	—
たか 高 はし 橋 あつし 温	取締役	三井住友信託銀行株式会社 相談役 株式会社岩手銀行 社外取締役
か 加 とう 藤 さだ 貞 お 男	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外取締役
し 志 むら 村 やす 康 ひろ 洋	取締役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
かわ 川 すぎ 杉 のり 範 あき 秋	取締役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長
やま 山 もと 本 まもる 護	取締役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役副社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
こま だ いち ろう 駒 田 一 郎	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役副社長
かわ せ あき のぶ 川 瀬 明 伸	取締役	株式会社京王ストア 代表取締役社長
やす き く に ひこ 保 木 久 仁 彦	取締役	京王観光株式会社 代表取締役社長
い とう よし ひこ 伊 藤 嘉 彦	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長
とう みや ひで ゆき 東 宮 秀 行	取締役	京王重機整備株式会社 代表取締役社長
くろ いわ のり お 黒 岩 法 夫	常勤監査役	—
みず の さとし 水 野 諭	常勤監査役	—
きた むら けい こ 北 村 敬 子	監査役	中央大学商学部教授 明治安田生命保険相互会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役
かね こ まさ し 金 子 正 志	監査役	弁護士

(注) 1. 期中の役員の変動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
永 田 正	代表取締役 会長兼社長	代表取締役社長	2015年6月26日
紅 村 康	代表取締役 副社長	取締役	
仲 岡 一 紀	常務取締役	取締役	
加 藤 奂	取締役相談役	代表取締役会長	
武 井 良 仁 伊 藤 俊 司	取締役	〔就 任〕	
山 本 護 駒 田 一 郎	取締役	常務取締役	
狩 野 俊 昭 松 坂 義 信	〔退 任〕	取締役	

2. 取締役高橋 温、加藤貞男は社外取締役であります。
3. 常勤監査役黒岩法夫、監査役北村敬子、金子正志は社外監査役であります。
4. 監査役北村敬子は、2016年4月1日付で、中央大学の名誉教授に就任いたしました。
5. 常勤監査役黒岩法夫は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役水野 諭は、当社グループにおいて経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役北村敬子は、会計学を専門とした大学教授として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役高橋 温、加藤貞男、常勤監査役黒岩法夫、監査役北村敬子、金子正志を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、取締役高橋 温、加藤貞男、監査役北村敬子、金子正志との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	20名	421百万円
監 査 役	4名	76百万円
合 計	24名 (うち社外役員5名)	497百万円 (うち社外役員分67百万円)

- (注) 1. 上記には、2015年6月26日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおりません。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役(2名)に対する使用人分給与として32百万円を支払っております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況 (2016年3月31日現在)

氏 名	地 位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高 橋 温	取 締 役	—	—
加 藤 貞 男	取 締 役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
黒 岩 法 夫	常勤監査役	—	—
北 村 敬 子	監 査 役	—	—
金 子 正 志	監 査 役	—	—

(2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（2016年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高橋 温	取締役	株式会社岩手銀行 社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
加藤 貞男	取締役	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社 社外取締役	当社の株主で当社と保険契約等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
黒岩 法夫	常勤監査役	—	—
北村 敬子	監査役	明治安田生命保険相互会社 社外取締役	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
		日野自動車株式会社 社外監査役	当社との間に特別の関係はありません。
金子 正志	監査役	—	—

(3) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
高橋 温	取締役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
加藤 貞男	取締役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
黒岩 法夫	常勤監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会13回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
北村 敬子	監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会13回すべてに出席し、主に会計学を専門とした大学教授としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金子 正志	監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	93百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

(注) 1. (1) には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

2. 当社監査役会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けただうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務などを委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<当社取締役会における決議内容>

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取り締役に報告を行います。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門である当社監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
- ⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 当社の取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 当社は、重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役等で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役による決議を行います。
- ② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- ③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行を図ります。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、当社取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図ります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ 当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的で開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的で開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図ります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査役の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

当社において、取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べるができる体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。

グループ各社においても同様の体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- ⑦ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。

また、取締役および使用人は、監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、当社監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

- ① 業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

(9) 内部統制委員会

上記 (1) から (8) の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

<当期における運用状況の概要>

(1) コンプライアンス

グループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかるため、ハラスメント防止セミナーやトラブル対応セミナーを開催したほか、当社では、コンプライアンス・アンケートを実施し、課題の把握に努めました。

また、反社会的勢力に対する取組みとして、取引先との「暴力団等排除に関する覚書」の締結を進め、グループ全体で当期末における継続的取引先との間での対応が終了しました。

(2) リスクマネジメント

グループ全体で以下のとおりリスクマネジメントに取り組みました。

リスク対策重点項目のうち、「自然災害等対策」として、グループ会社において「事業継続計画（BCP）」の策定を進めました。また、当社では、構造物の耐震性向上について高架橋柱や盛土の補強工事を進めたほか、新宿ずい道の中柱の補強工事を完了しました。さらに、局地的豪雨対策として雨量計の増設や、落雷対策などを実施しました。

また、「情報セキュリティ対策」として、マイナンバー制度への対応に際し、「京王グループ特定個人情報等管理体制」を構築し、グループ全社のマイナンバーを当社子会社で一円管理することにより、情報漏えいリスクの低減をはかったほか、当社またはグループ会社のコンピュータに対する不正アクセスなど、セキュリティインシデントの発生に対して、リスク収束までを支援する組織として「京王SIRT」を上げました。

さらに、本年4月の「不当景品類及び不当表示防止法」の改正や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行等に対応したほか、グループ会社の採用難に対する支援策を実施しました。

このほか、不正行為等防止について組織としての対応を強化するため、特に「意識啓発」や「教育」についてグループ一体となって取り組んだほか、リスク情報の発信窓口の一元化や、情報収集をより迅速に行うための報告体制の再整備を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行いました。

(4) 内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施しました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中にかかげる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、長期的視点に立った投資と効率化の推進によるコストダウンにより、財務体質の優位性を堅持するとともに、内部留保の拡充に対応して、自己資本のさらなる有効活用に取り組めます。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、企業価値向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査・内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループガバナンス体制の充実をはかっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第92期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止することを目的としております。

本プランは、ア．当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、またはイ．当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役、社外監査役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できる。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償

割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

以上の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として1株が交付されます。

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ア. 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- イ. 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ウ. 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることが必要とされていること
- エ. 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- オ. 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- カ. 当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- キ. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	165,456	流動負債	195,703
現金及び預金	35,059	支払手形及び買掛金	19,424
受取手形及び売掛金	34,485	短期借入金	76,399
有価証券	54,850	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	12,245	未払法人税等	8,411
仕掛品	16,658	前受金	16,598
原材料及び貯蔵品	2,013	賞与引当金	2,208
繰延税金資産	3,206	その他の引当金	2,064
その他	6,995	その他	60,597
貸倒引当金	△57	固定負債	312,655
固定資産	654,720	社債	130,000
有形固定資産	580,379	長期借入金	122,906
建物及び構築物	323,371	繰延税金負債	1,824
機械装置及び運搬具	33,068	退職給付に係る負債	20,565
土地	198,373	その他	37,359
建設仮勘定	16,413	負債合計	508,358
その他	9,153	純資産の部	
無形固定資産	9,997	株主資本	300,782
投資その他の資産	64,343	資本金	59,023
投資有価証券	43,811	資本剰余金	42,010
退職給付に係る資産	4,047	利益剰余金	219,231
繰延税金資産	8,804	自己株式	△19,483
その他	7,866	その他の包括利益累計額	10,796
貸倒引当金	△185	その他有価証券評価差額金	9,866
資産合計	820,177	為替換算調整勘定	10
		退職給付に係る調整累計額	919
		非支配株主持分	240
		純資産合計	311,818
		負債純資産合計	820,177

連結損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		416,254
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	331,915	
販売費及び一般管理費	46,580	378,496
営業利益		37,758
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	1,053	
持分法による投資利益	25	
雑収入	1,003	2,141
営業外費用		
支払利息	4,297	
雑支出	535	4,833
経常利益		35,066
特別利益		
工事負担金等受入額	2,241	
固定資産売却益	2,026	
受取損害賠償金	1,909	
その他	456	6,633
特別損失		
減損損失	5,449	
固定資産圧縮損	2,206	
固定資産除却損	980	
退職加算金等	122	
その他	460	9,219
税金等調整前当期純利益		32,481
法人税、住民税及び事業税		11,696
法人税等調整額		1,296
当期純利益		19,488
非支配株主に帰属する当期純利益		19
親会社株主に帰属する当期純利益		19,468

連結株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	59,023	42,009	204,647	△19,456	286,223
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,884		△4,884
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,468		19,468
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分		1		1	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	1	14,584	△26	14,558
当 期 末 残 高	59,023	42,010	219,231	△19,483	300,782

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	17,287	11	3,982	21,281	220	307,726
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△4,884
親会社株主に帰属する 当期純利益						19,468
自己株式の取得						△28
自己株式の処分						3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,420	△1	△3,063	△10,485	19	△10,465
当 期 変 動 額 合 計	△7,420	△1	△3,063	△10,485	19	4,092
当 期 末 残 高	9,866	10	919	10,796	240	311,818

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	41,496	流動負債	161,192
現金及び預金	23,577	短期借入金	99,555
未収運賃	6,471	1年内償還予定の社債	10,000
未収金	4,470	未払金	22,650
有価証券	300	未払費用	1,452
販売土地及び建物	1,615	未払消費税等	557
貯蔵品	998	未払法人税等	4,339
前払費用	317	預り連絡運賃	1,431
繰延税金資産	554	預り金	7,364
その他の流動資産	3,195	前受運賃	3,946
貸倒引当金	△5	前受金	8,934
		前受収益	711
固定資産	608,085	賞与引当金	238
鉄道事業固定資産	302,262	その他の流動負債	10
付帯事業固定資産	205,579	固定負債	281,033
各事業関連固定資産	3,695	社債	130,000
建設仮勘定	16,296	長期借入金	121,536
投資その他の資産	80,251	退職給付引当金	7,553
関係会社株式	28,111	債務保証損失引当金	630
その他の関係会社有価証券	4,315	資産除去債務	2,702
投資有価証券	39,633	その他の固定負債	18,611
長期貸付金	27		
長期前払費用	239	負債合計	442,226
前払年金費用	2,408	純資産の部	
繰延税金資産	1,628	株主資本	198,067
その他の投資等	4,005	資本金	59,023
貸倒引当金	△118	資本剰余金	42,007
		資本準備金	32,019
資産合計	649,582	その他資本剰余金	9,988
		利益剰余金	116,519
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	108,642
		固定資産圧縮積立金	1,718
		特別償却積立金	539
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	31,384
		自己株式	△19,483
		評価・換算差額等	9,288
		その他有価証券評価差額金	9,288
		純資産合計	207,356
		負債純資産合計	649,582

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄道事業		
営業収益	83,776	
営業費	71,139	
営業利益		12,636
付帯事業		
営業収益	38,728	
営業費	27,112	
営業利益		11,616
全事業営業利益		24,252
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,038	
雑収入	229	
		1,268
営業外費用		
支払利息	4,502	
雑支出	271	
		4,773
経常利益		20,747
特別利益		
工事負担金等受入額	2,019	
固定資産売却益	1,806	
その他	758	
		4,584
特別損失		
その他の関係会社有価証券評価損	3,635	
固定資産圧縮損	2,035	
減損損失	1,440	
固定資産除却損	1,163	
固定資産売却損	91	
退店補償金	38	
その他	92	
		8,497
税引前当期純利益		16,834
法人税、住民税及び事業税		6,213
法人税等調整額		974
当期純利益		9,646

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	
当期首残高	59,023	32,019	9,987	42,006	7,876	477	623	75,000
当期変動額								
剰余金の配当								
固定資産圧縮積立金の積立						1,241		
特別償却積立金の取崩							△84	
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			1	1				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	1	1	-	1,241	△84	-
当期末残高	59,023	32,019	9,988	42,007	7,876	1,718	539	75,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高		111,757	△19,456	193,331	16,572	209,904
当期変動額						
剰余金の配当	△4,884	△4,884		△4,884		△4,884
固定資産圧縮積立金の積立	△1,241	-		-		-
特別償却積立金の取崩	84	-		-		-
当期純利益	9,646	9,646		9,646		9,646
自己株式の取得			△28	△28		△28
自己株式の処分			1	3		3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△7,284	△7,284
当期変動額合計	3,605	4,762	△26	4,736	△7,284	△2,547
当期末残高	31,384	116,519	△19,483	198,067	9,288	207,356

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月12日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池谷修一	㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部與直	㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金井睦美	㊦

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月12日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池谷修一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部與直	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金井睦美	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人（会社法上の会計監査人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ### (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月13日

京王電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）黒 岩 法 夫 ㊟
常勤監査役 水 野 諭 ㊟
監 査 役（社外監査役）北 村 敬 子 ㊟
監 査 役（社外監査役）金 子 正 志 ㊟

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

東京都八王子市旭町14番1号

交通

J R

「八王子」駅下車

北口から徒歩約3分

京王線

「京王八王子」駅下車

中央口から徒歩約6分



お願い

- 株主総会専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。
 - 株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
 - 本年から喫煙室の設置を取止めさせていただきます。このためホテル館内は全面禁煙となります。
- 何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。